

大田区立嶺町小学校PTO規約

第1章 名称および所在地

第1条 本会は大田区立嶺町小学校保護者と先生による楽しむ学校応援団（以下「PTO：Parent-Teacher Organization」という）と称し、事務局を大田区立嶺町小学校（以下「嶺町小学校」という）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、嶺町小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

1. 嶺町小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
2. 営利を目的とせず、宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
3. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
4. 児童および青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
5. 嶺町小学校の管理や人事に干渉しない。

第4章 活動

第4条 本会は、上記第2条の目的を達成するため、嶺町小学校と協力し次の活動を行う。

1. 学校教育に対する理解と協力。
2. 児童の福利・厚生・安全環境の整備および、向上。
3. 家庭、地域、学校の連携による教育活動の促進。
4. 会員相互の教養の向上と親睦の増進。
5. その他、目的を達成するために必要な活動。

第5条 本会の活動は、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施する。
すべてのボランティア活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

第5章 会員

第6条

1. 本会の会員になることができるのは、嶺町小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下「保護者」という）、および常勤の教職員（以下「教職員」という）とする。
2. 本会に入会する者は、入会届を提出する。
3. 本会を退会する者は、退会届を提出する。ただし、第1項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

第6章 ボランティアセンター スタッフ 会計監査

第7条 本会にボランティアセンターをおく。
ボランティアセンターは、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるようつとめる。必要に応じてボランティアセンター会議を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。

- 第8条 ボランティアセンターのスタッフは、次のとおりとする。
- | | |
|----------|-----------------|
| 団 長 | 1名（保護者） |
| 副団長 | 3名（保護者2名・副校長） |
| WEB管理人 | 1名（保護者） |
| 書 記 | 2名（保護者） |
| 会 計 | 3名（保護者2名・教職員1名） |
| コーディネーター | 複数名（保護者） |
1. 団長を除くスタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。
 2. スタッフは、会計監査を兼ねることはできない。
- 第9条 スタッフの任務は次のとおりとする。
1. 団長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、ボランティアセンター会議を招集する。
 2. 副団長は、団長を補佐し、団長不在の場合には団長代理をつとめる。
 3. WEB管理人は、PTO活動におけるインターネット、メール利用の管理を行う。また、PTOホームページを管理・運営する。
 4. 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。また、広報に関する活動を行う。
 5. 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、運営委員会で収支を報告するとともに、総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
 6. コーディネーターは、ボランティア活動の相談・支援を行う。
 7. スタッフは、すべての会合に出席して意見を述べることができる。
- 第10条 本会に会計監査を2名おく。
会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会および運営委員会で監査報告をする。
- 第11条 団長の任期は1年とし、再任は2回限りとする。その他のスタッフ、会計監査の任期は1年とし、再任は差し支えない。
- 第12条 スタッフ及び会計監査は、会員からの推薦等によりボランティアセンターが翌年度の候補者を選考し、総会において決定する。
欠員が生じた場合は、総会の承認を得て補充することができる。ただし、その任期は残任期間とする。

第7章 会 議

第1節 総 会

- 第13条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、定期総会は前期（1学期）と後期（3学期）に開き、次の事項を決定する。
1. 前年度活動報告および今年度活動計画の承認。
 2. 前年度決算および今年度予算案の承認。
 3. ボランティアセンタースタッフの承認。
 4. 規約の改正。
 5. その他必要と認める事項。
- 第14条 総会は、会員数の5分の1以上の出席で成立し（委任状による出席者を含む）、議決は出席者の過半数による。議決権は、保護者一世帯および

教職員一名につき一票とする。なお、委任状による出席の場合、その受任者は会員でなければならない。

第15条 運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合は、団長が臨時総会を招集する。

第16条 総会の議長は、団長、または団長が会員から推薦するものとする。

第2節 運営委員会

第17条 1. 運営委員会は、ボランティアセンタースタッフ、校長、副校長をもって構成する。
2. 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、会計監査、会員（保護者、教職員）は運営委員会に出席し、報告や意見を述べることができる。

第18条 運営委員会は、定期的に関くとともに、必要に応じて臨時に関くことができる。

第19条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 総会で議決された事項を執行する。
2. 本会の日常業務を執行し、処理する。
3. 活動計画の実施にあたって、ボランティアセンターや会員より提案された事項について決定する。
4. 総会に提出する議案・予算案・決算案を審議する。
5. 次に該当する高額物品購入時の審議を行う。
① 単価が5千円を超える場合
② 総額が3万円を超える場合

第8章 会 計

第20条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会費は、一世帯あたり年2,400円（月額200円）とする。また教職員も1人あたり年2,400円（月額200円）とする。

第22条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、運営委員会にはかり処理することができる。

第23条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

付則

第1条 本規約は、総会の決議によらなければ改廃することができない。

第2条 本規約の規定および細則は、総会の決議により制定ならびに改廃できる。

第3条 文書の保存は原則5年とする。ただし、重要な文書についてはその限りではない。

本規約は、平成27年2月14日より実施する。

大田区立嶺町小学校PTO規定細則

会員および児童に関する弔慰規定

- 第1条 弔慰については、次のとおりとする。
1. 児童、保護者死亡の場合 香典1万円
 2. 教職員死亡の場合 香典1万円
 3. 教職員家族死亡の場合
 - ① 配偶者・同居する両親および子供の場合 香典5千円
 - ② 同居しない両親・子供の場合 香典3千円
 4. 弔電及び生花については任意とし、ボランティアセンターの判断とする。
- 第2条 その他の事柄で、ボランティアセンターが必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。ただし、その場合は次期運営委員会において承認を得るものとする。
その他特別の事情のある場合は、ボランティアセンターで協議決定するものとする。

付則 本規定は、平成27年2月14日より実施する。

夢プロジェクトに関する規定

- 第1条 夢プロジェクトとは、継続を前提としない行事または活動で、企画・運営の意思がある会員の協力で起案・実施することができる。
本会規約の「方針」と「活動」を遵守するものとする。
- 第2条 企画・立案にあたっては、活動・予算計画書をボランティアセンターに提出し、学校と実施の是非について相談する。
- 第3条 会計は、運営委員会にて協議し、収支を報告する。
- 第4条 活動の結果生じた収支差額については、原則として本会に寄付する。なお、収支差額とは、活動から生じた収入から支出を控除した残額をいう。
- 第5条 各学年単位の活動は、当該学年の保護者、教職員の中からメンバーを構成する。会計は、独自に当該学年保護者宛にも報告する。

付則 本規定は、平成27年2月14日より実施する。

サークルに関する規定

- 第1条 サークルは、会員の有志による活動である。児童の健全な成長を助けることや、会員相互の親睦をはかることを目的とし、営利目的の活動は行わないものとする。
- 第2条 サークルを新たに設ける場合は、ボランティアセンターを通じて運営委

員会に申請し、承認を得るものとする。

- 第3条 サークル助成金について
1. サークルとして登録された団体を対象とする。
 2. サークルの要請に応じてボランティアセンターで協議し、上限を設けて助成金を支給する。
 3. 会員相互の親睦をはかることを目的とした活動は、受益者負担を原則とする。

付則 本規定は、平成27年2月14日より実施する。

個人情報に関する規定

第1条 「嶺町小学校PTO個人情報保護方針」および「インターネット利用（ホームページ、メール）ガイドライン」にそって活動を行う。

第2条 個人情報データについては、以下の場合を除きPTO会員本人の同意なく第三者に提供および販売することを禁止する。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTO会員本人の同意を取ることが困難な場合

付則 本規定は、平成27年2月14日より実施する。

嶺町小学校PTO個人情報保護方針

基本方針

個人情報保護の重要性に鑑みて、運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人情報保護に関するガイドラインを遵守して個人情報を適正に取り扱い、安全管理につとめる。

1. 個人情報の取得

PTO活動の運営上必要な範囲内および、公正な方法により個人情報を取得する。

2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報を、PTO会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはしない。本会が取得した個人情報は、以下の目的に利用する。

- 行事などに関する案内
- 資料および書類の送付
- 寄せられた質問に対する回答

3. 個人情報の安全管理措置

取り扱う個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程や実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために、必要かつ適切な措置を講じる。

万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をとる。

4. 個人情報の第三者への提供

以下の場合を除き、PTO会員本人の同意なく第三者に個人データを提供しない。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、PTO会員本人の同意を取ることが困難な場合

※本会に対するお問い合わせ

個人情報の取扱いや、PTO会員の個人情報に関するご照会・ご相談は、PTOボランティアセンターまでお問い合わせください。なお、PTO会員の個人情報に関するご照会に際しては、ご本人であることを確認のうえで可能な限り速やかに対応させていただきます。

大田区立嶺町小学校PTO インターネット利用（ホームページ、メール）ガイドライン

1. 管理組織

運営管理責任者は、PTO団長とする。
また、運営管理担当はWEB管理人が行う。

2. 運営目的

PTO活動を紹介し、活動への理解を求め、PTO活動への参加を呼びかける。

（ホームページ）

地域に、学校やPTO活動を公開し、地域と一体となり子供たちへの支援や安全確保に役立てる。ネット上での交流の窓口とし、PTO会員に有益な情報を迅速に提供し子育てを支援する。

（メール連絡）

庶務の利便性向上を図るとともに、活動の詳細を情報共有する。

3. 公開する個人情報の範囲

PTO活動の行事を映した写真および動画。

4. 運用・管理

ホームページの運用・掲載の企画・記事・画像は、団長および副校長の承認を得た後、掲載する。

（サーバーアクセス）

PTOのホームページが記録されているサーバーおよびPTOメールアドレスへのアクセスは、PTO団長、WEB管理人及びその委嘱を受けた者が行う。

（IDパスワード）

本サーバーIDとネットワークパスワードは担当者が管理し、必要な場合を除いては、それ以外の者に告知しない。担当者交代時には、必ずパスワードを変更する。

5. ホームページへの情報掲載における注意事項

（広告、宣伝等の禁止）

PTOホームページは営利目的ではないので、運営目的以外の趣旨の宣伝・広告などは行わない。

（写真・動画利用の配慮）

児童及び関係者の写真・動画を掲載する場合は、「情報の公開に伴う写真等の使用に関する承諾書」に準ずる
また、イベントによっては参加児童の保護者にメールで掲載確認をする場合がある。

(私的利用の禁止)

私的な言動文言は掲載しない。

6. 児童およびPTO会員の利用に関する配慮

PTO会員にとって必要不可欠な情報は、「プリント配布による情報伝達の原則」を守る。

(情報の削除)

児童あるいは関係者において、不適切な内容の情報があつた場合は、運営管理担当者のもと速やかに削除を行う。

(掲載禁止)

個人の住所・氏名・電話番号などは一切掲載しない。

7. ガイドラインの改正

本ガイドラインは、必要に応じてボランティアセンターおよび運営委員会で協議の上、事前通告なしに改正する。

(施行日)

本細則は、平成27年2月14日より施行する